

北海道札幌工業高等学校いじめ防止基本方針について

1 いじめ防止基本方針

この基本方針は「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）やそれに基づく「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣）のほか、「北海道のいじめの防止等に関する条例」（平成26年北海道条例第8号）、「北海道いじめ防止基本方針」（令和5年3月改訂）などを踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめの早期発見、その他のいじめへの対処に関する基本的な考え方や学校体制について定める。

2 基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のように多様であり、教職員の目が行き届かない場合があることに留意する。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ア いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- イ いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ウ いじめは、加害者と被害者という二者関係だけではなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- エ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- オ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達に段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

- ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重要性から必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。

- イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(5) 保護者の責務

保護者は、法及び条例を踏まえ、次の点に留意する。

- ア 家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むように努める。
- イ 基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を見に付けさせるよう努める。
- ウ インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
- エ 日頃から家庭において、生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努める。
- オ いじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- カ 生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対を守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、心情等を十分に理解し対応する。
- キ 生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないよう、生徒を見守り支える。

(6) いじめの重大事態

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (ア) 生徒が自殺を企図した場合
 - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ) 精神性の疾患を発症した場合 等
- イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - (ア) 年間の欠席が30日程度を超えるような場合
 - (イ) 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

3 いじめ対策組織

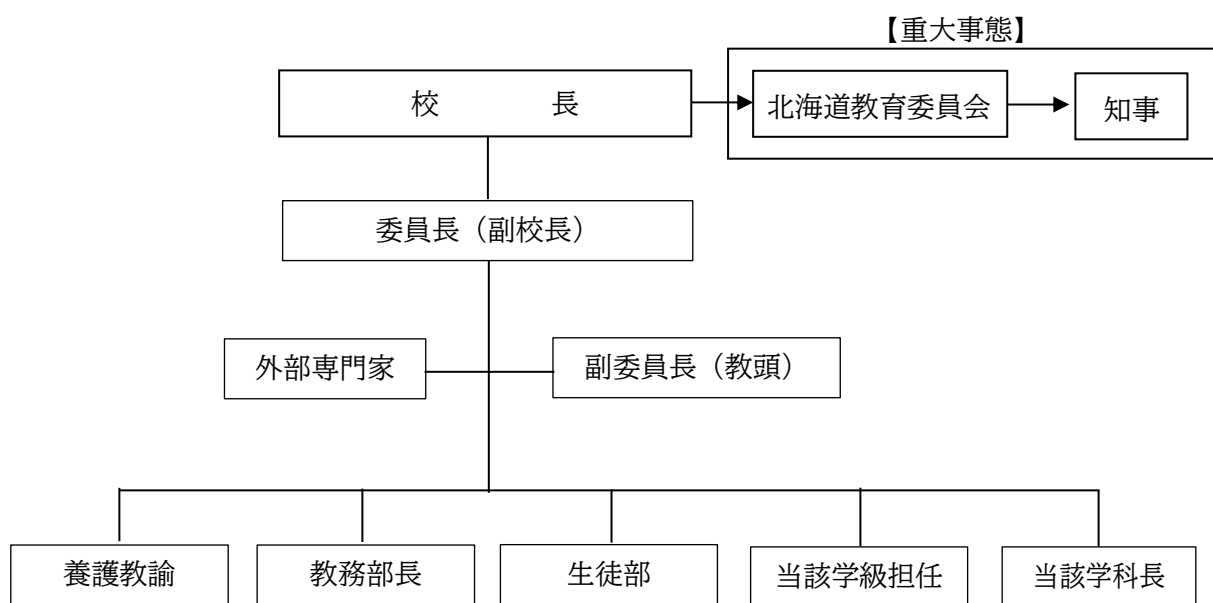
全日制課程に、校内いじめ対策のための「いじめ対策委員会」を組織する。

委員会は、いじめの防止、早期発見、事実確認、指導援助、関係機関との連絡・調整、学校いじめ防止プログラム（年間計画）の作成、本基本方針の周知、研修、評価を行う。

(1) 組織体制

いじめの発見や申し出及び情報の提供（事実の認定を持たない）があった場合、職員はすぐにいじめ対策委員長に報告し、同委員長はいじめ対策委員会を招集する。

いじめ対策委員会の構成は、次のとおりとする。



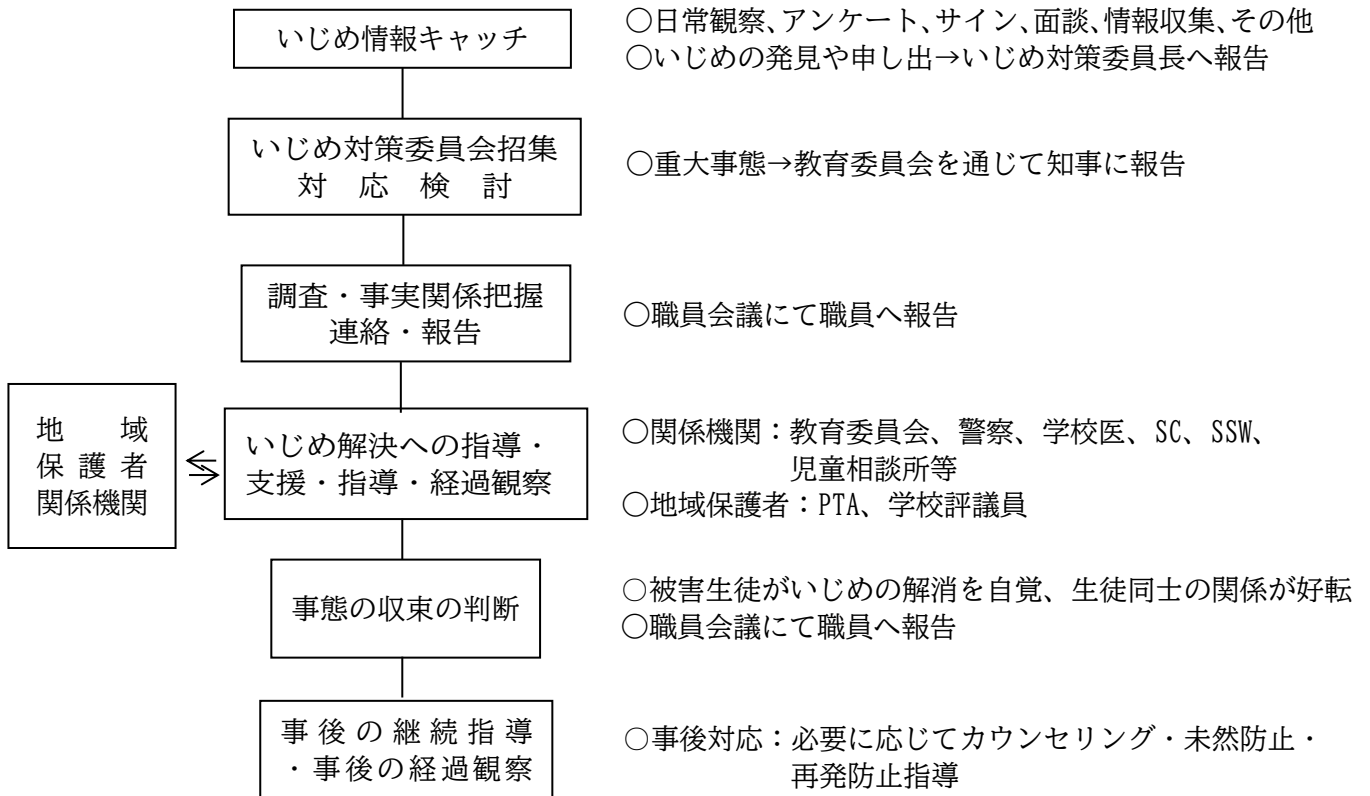
(2) いじめ対策委員会の業務

- ア 事実確認 生徒部、当該学級担任、養護教諭
- イ 外部との連携 副校長、教頭、主幹教諭、
- ウ 指導の計画・立案 委員会
- エ 保護者との連携 当該学級担任
- オ 加害生徒への指導援助 生徒部
- カ 被害生徒への指導支援 教務部、生徒部、養護教諭
- キ 会議録 委員会

(3) 具体的な流れ

いじめ発生時の組織的な対応は、以下のとおりとする。

【いじめ発生時の組織的対応】※事実を時系列で記録に残すこと。



(4) 行動計画

いじめ防止及びいじめ発生の対応は、次のとおり行う。

- ア いじめの予防

いじめ防止に重点を置き、いじめを起こさせないための予防的取組に努める。日々の学校教育活動をとおして、自己有用感や規範意識を高め、他を思いやる優しさと豊かな人間性や社会性を育てる。
- イ いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが大切でありそのことが早期解決に繋がる。生徒の何らかのサインを見逃さないため情報の共有が重要である。
- ウ いじめられている生徒対応

いじめられている生徒に対しては、苦痛を共感的に理解し心部や不安を取り除き生徒の立場に立って継続的に支援する。また、生徒の安全確保は不可欠である。
- エ いじめている生徒対応

いじめている生徒に対しては、いじめは許されないという毅然とした態度で接し、他人の痛みを分からせるよう根気強い指導を行う。必要に応じて出席停止などの処置を取る。また、関係集団に対しては、面白がったり見て見ぬふりをせず、周囲に相談したり他と協力する等いじめを解決しようとする姿勢を育てる。
- オ 保護者への対応

いじめられている生徒の保護者に対しては、複数の教職員で対応し学校が全力で解決するという決意を伝え安心感を与える。また、いじめている生徒の保護者に対しては、事実を速やかに丁

寧に伝え、解決のため保護者に協力を求める。

カ 関係機関との連携

学校だけでは解決できないケースも多いため、関係機関とは情報交換だけでなく一体的な対応をすることが重要である。

キ ネットによるいじめの対応

情報通信ツールを使った特定の生徒に対する誹謗中傷を不特定多数に発信する行為で、この行為だけで犯罪になる。ネットパトロールや関係機関との連携によって、早期発見と早期解消が重要である。

(5) いじめの疑いがある場合の対応

ア いじめやいじめと疑われる行為を発見したら、直ちにそれをやめさせ、いじめ対策委員長に報告する。

イ 生徒や保護者からいじめに関する情報があれば真摯に受け止め、いじめ対策委員長に報告する。

ウ 当該学級担任は、学年や学科と十分情報を共有する。

エ 養護教諭は必要に応じて生徒と面談を行い、事情を把握する。

(6) 重大事態の対応

ア いじめが重大事態である（疑いがある）場合は、いじめ対策委員長はいじめ対策委員会に必要な構成員を加えるなどしてただちに招集する。

イ 委員長は直ちに道教委を通じて知事に報告する。

ウ 調査主体が道教委（北海道いじめ問題審議会）や知事（北海道いじめ調査委員会）となった場合は、全職員が全面的に協力する。

(7) 検証と総括

ア 生徒、教職員、保護者等へのアンケートを行い、「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しや必要に応じて協議を行う。

イ 発生した「いじめ」について、発生の原因、いじめ対応、支援と指導等について検証と総括を行い、いじめ防止に努める。また、年度末に委員会が「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

(8) 校内研修

「いじめ防止」と「いじめ解決」のための校内研修を実施し、教職員のいじめ対応スキルを高める。

4 措置

(1) 発達支援的生徒指導による取組

ア 高度情報化社会の現状を踏まえ、情報モラル教育を充実させる。

イ よりよい人間関係を構築する学校行事等での異年齢交流を充実させる。

ウ 地域の住民と連携して行うボランティア活動、体験活動等を充実させる。

(2) 課題未然防止教育による取組

ア 生徒会活動等において、生徒自らがいじめの未然防止について考える活動を充実させる。

イ 実際の事例や動画などを教材に生徒同士で意見交換を行ったり、いじめの場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的に学ぶ機会を充実させる。

ウ スクールカウンセラー（以下、SC）やスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）等との連携による「SOSの出し方に関する教育」を充実させる。

エ 警察等との連携によるインターネット上のトラブル防止に向けた「情報モラル教育」を充実させる。

オ 「性教育講話」等関係団体や道・市保健師等との連携による性犯罪・性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」を充実させる。

カ 「性的マイノリティ」とされる生徒や、多様な背景を持つ生徒への指導や支援について、関係団体をはじめ、SC、SSW、道・市保健師等と連携を図り、学習面、行動面、対人関係への指導・支援と、生徒が相談しやすい環境の整備を推進する。

(3) 課題早期発見対応による取組

ア いじめの早期発見のチェックリスト等を活用する。【別紙1】

イ アンケート調査をとおして、いじめの早期発見、実態把握に努める。

ウ 教科担任、学級担任、学科との連携を密にし、いじめの早期発見、実態把握に努める。

エ 家庭等との連携を密にし、いじめの早期発見に努める。

オ 定期的なネットパトロールを行い、いじめの早期発見に努める。

カ 認知した「いじめ」（いじめの疑いを含む）について、速やかに「いじめ対策委員会」への報告を徹底させる。

キ 学校での教育相談体制について生徒や保護者への周知、相談室等の環境の工夫に努める。

ク いじめ認知、対応方針の決定及び対応方針の可視化による全教職員への情報共有に努める。

- (4) 困難課題対応的生徒指導における家庭・地域・関係機関との連携体制による取組
- ア SCやSSW等を交えたケース会議においてアセスメントを行い、指導方針と具体的対応のプランニングを検討し、検討内容を踏まえ、被害及び加害の生徒・保護者に、指導や援助の方針を説明し対応にあたる。
 - イ 学校だけでは解決することが困難な事案については、生徒を徹底して守る観点から、専門家等の助言を得た適切な生徒及び保護者への対応に努める。
 - ウ 専門家等の助言を基に、いじめの解決に向けた校内での教職員の共通理解を目的とした研修等の実施に努める。
 - エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応にあたる。なお、その際は、関係する保護者等に対し、警察との連携の趣旨や具体的対応について事前に周知を図る。
- (5) その他
- ア 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - (ア) 「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止のための年間指導計画等の改善・充実に向けて学校評価を活用した点検・見直しに努める。
 - (イ) 「いじめ対策委員会」での会議録、いじめアンケート（原本）、相談記録については、保存期間（5年間）を定め保管する。
 - (ウ) いじめ防止対策に関することについては、いじめ対策委員会を中心に協議し実施する。
- (6) 年間計画と評価
- ア いじめ対策委員会はいじめ防止と早期発見のための年間計画を取りまとめて作成し、毎年度はいじめ全職員で共有する。また、必要に応じて評価を行い、計画を見直すとともに全職員で共有できる機会を設ける。
 - イ いじめ防止のための年間計画

時期	実施項目	内容
4月	研修計画の立案	いじめ対策委員会から、研修計画を立案する
4月	いじめ防止啓発	全校集会での講話を通し、他を思う気持ちを醸成
6月	いじめアンケート（1回目）	全生徒にアンケートを実施し、実態把握
6月	いじめ防止対策委員会	アンケート結果の検証、いじめ防止対策確認等
7月	学校評議員会	いじめ防止対策委員会による取組状況の説明
7月	いじめ防止啓発	全校集会の講話を通し、他を思う気持ちを醸成
11月	いじめアンケート（2回目）	全生徒にアンケートを実施し、実態把握
11月	いじめ対策委員会	アンケート結果の検証、いじめ防止対策確認等
12月	いじめ防止啓発	全校集会での講話を通し、他を思う気持ちを醸成
1月	いじめ防止啓発	性教育講話をし、他を思う気持ちを醸成
2月	いじめ防止啓発	全校集会の講話を通し、他を思う気持ちを醸成
毎週	学年会での情報交換	学年会で生徒の様子の変化について情報交換
毎月	教育相談	スクールカウンセラーによる教育相談
毎月	校内ネットパトロール	ネットへの書き込みのチェック及び削除
未定	いじめ問題に係る研修会	いじめ防止、いじめ対応、ネットの危険性に係る研修
年度末	基本方針の見直し	いじめ対策委員会による取組状況の点検・見直し

附則 令和5年7月12日一部改訂

附則 令和7年12月25日全部改訂

【別紙1】

1 いじめ早期発見のチェックリスト

(1) いじめられている生徒のサイン

サイン	
<input type="checkbox"/>	休み時間は教室に常にひとりで座っており、小さな物音に対しても敏感に反応する。
<input type="checkbox"/>	一人でいることが多い。
<input type="checkbox"/>	遅刻・欠席・早退が多くなってきている。
<input type="checkbox"/>	体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
<input type="checkbox"/>	他の生徒からの悪口や攻撃に対して、何も言わないで愛想笑いをしている。
<input type="checkbox"/>	いじめアンケートの記載欄に多くの記述をする。
<input type="checkbox"/>	いじめアンケートを提出しない。
<input type="checkbox"/>	教員の近くへいたがったり、話しかけたまま離れようとしない。
<input type="checkbox"/>	持ち物や机に落書きをされる。
<input type="checkbox"/>	靴箱の靴（外履き、校内履き）を違う靴箱に入れられたり隠されたりする。
<input type="checkbox"/>	持ち物が、壊されたり隠されたりする。
<input type="checkbox"/>	弁当を無断で食べられたり、捨てられたりする。
<input type="checkbox"/>	発言すると、からかわれたりする。
<input type="checkbox"/>	一人だけで掃除をしていたり、常にゴミ捨て当番になっている。
<input type="checkbox"/>	服に靴の跡がついていたり、ボタンが取れていたり、ポケットが破れていたりする。
<input type="checkbox"/>	手足に傷や痣がある。
<input type="checkbox"/>	毎日、必要以上のお金を持ってくる。
<input type="checkbox"/>	邪・活動を休みがちになったり、辞めるといったりする。
<input type="checkbox"/>	他の生徒の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず目立たないようにしている。
<input type="checkbox"/>	怪我をすることが多く、ある状況と本人が言っていることが一致しない。

(2) いじめている生徒のサイン

サイン	
<input type="checkbox"/>	教員の機嫌を取ることが多く、教員によって態度を変える。
<input type="checkbox"/>	教員の指導に対して、大声を出したり反抗したり、指導を受けようとしない。
<input type="checkbox"/>	常にグループで行動し、他の生徒を威嚇したり指示したりする。
<input type="checkbox"/>	特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。
<input type="checkbox"/>	活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を言う。

(3) 教室でのサイン

サイン	
<input type="checkbox"/>	朝、靴箱の靴が乱雑に入れてある。または、下足ロッカーの蓋が凹んでいる。
<input type="checkbox"/>	天井や掲示物が乱れていたり、机や椅子に落書きがある。
<input type="checkbox"/>	教室にゴミが溢れている。
<input type="checkbox"/>	特定の生徒だけ机と机の間隔が他の生徒と大きく開いている。
<input type="checkbox"/>	嫌なあだ名が聞こえる。
<input type="checkbox"/>	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
<input type="checkbox"/>	何か起こると特定の生徒の名前が出る。
<input type="checkbox"/>	グループ分けをすると特定の生徒だけが残る。
<input type="checkbox"/>	班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
<input type="checkbox"/>	些細なことで特定の生徒を冷やかしたりする雰囲気がある。
<input type="checkbox"/>	特定の生徒に気を違っている雰囲気がある。
<input type="checkbox"/>	クラスやグループの中で、絶えず周囲の者の顔をうかがっている生徒がいる。
<input type="checkbox"/>	授業中に消しゴムを投げている生徒がいる。

(4) 家庭でのサイン

サイン	
<input type="checkbox"/>	学校や友人のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/>	友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
<input type="checkbox"/>	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
<input type="checkbox"/>	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
<input type="checkbox"/>	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
<input type="checkbox"/>	不審な電話やメールがあったりする。
<input type="checkbox"/>	遊ぶ友達が急に変わる。
<input type="checkbox"/>	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない、衣服の乱れがある。
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない、打撲や擦り傷がある。
<input type="checkbox"/>	登校時刻になると、体調不良を訴える。
<input type="checkbox"/>	食欲不振・不眠を訴える。
<input type="checkbox"/>	学習時間が減る。
<input type="checkbox"/>	成績が落ちる。
<input type="checkbox"/>	持ち物が無くなったり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/>	家庭の品物、金銭が無くなる。
<input type="checkbox"/>	大きな額の金銭を欲しがる。